

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	統計・調査に対する協力
局名	労働基準局

### I. 労務費率調査

#### **1 手続の概要及び電子化の状況**

##### ① 手続の概要

###### ・ 調査の目的

建設事業における労働保険料の申告に際して、賃金総額の算定が困難な場合に用いるものとして、労働保険徴収法施行規則において労務費率を定めているところ、本調査は、建設事業における、下請けへの支払も含めた賃金実態に即した労務費率を定めるために、3年毎に実施している一般統計である。

###### ・ 調査系統

郵送調査（厚生労働省←→事業場）

###### ・ 調査客体

建設業者（約1万事業場）

###### ・ 調査項目数

16問

###### ・ 調査期間

約4週間

##### ② 電子化の状況

電子化は行われていない。

#### **2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

##### **【取組内容】**

現状、調査票の項目数が16項目となっているところ、精度向上のために標本設計上の更なる工夫を行うことにより、次回調査（2020年度）においては項目数を12前後まで削減する。これにより、行政手続コストを25%削減する。

##### **【スケジュール】**

次回調査（2020年度）より実施。

##### ○オンライン調査の導入

2019年度の予算において、電子調査票の開発・保守のための予算を要求し、2020年度より「政府統計共同利用システム」を利用したオンライン調査の実施を検討する。

導入した場合は、オンライン回答率5%を目指し、調査実施の際には、オンライン回答を推奨する方策について検討する。

##### ○プレプリントの導入

すでに事業所名や労働保険番号などはプレプリントしているところであるが、2020年度調査より、工事期間についても新たにプレプリントを実施する予定。

## Ⅱ. 最低賃金に関する実態調査

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### ① 手続の概要

##### ・ 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改定等の審議に資することを目的とする。

##### ・ 調査の内容

〈賃金改定状況調査票〉

前年6月時点及び当年6月時点の所定労働時間数、基本給額・諸手当等について、事業所ごとに調査する。

〈最低賃金に関する基礎調査票〉

当年6月時点の所定労働時間数、基本給額・諸手当等について、事業所ごとに調査する。

#### ② 電子化の状況

・ 電子化は行われていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

#### 【取組内容】

最低賃金に関する基礎調査票は10万事業所を調査対象としているが、これを7万8500事業所に削減する。なお、賃金改定状況調査票（1万事業所）については変更しない。これにより、行政手続コストを20%削減する。

#### 【スケジュール】

2019年度までに実施。

#### ○オンライン調査の導入

2019年度の予算において、電子調査票の開発・保守のための予算を要求し、2020年度より「政府統計共同利用システム」を利用したオンライン調査の実施を検討する。

導入した場合は、オンライン回答率5%を目指し、調査実施の際には、オンライン回答を推奨する方策について検討する。

#### ○プレプリントについて

すでに事業所名や住所など行政で把握している情報についてはプレプリントを実施している。

### 3 コスト計測

#### コスト計測の方法及び時期

#### (1) コスト計測の方法

・ 過去に本調査に回答した事業所に対して電話による聞きとり。

#### (2) コスト計測の対象

・ 調査票の記入及び発送にかかった時間

#### (3) コスト計測の時期

・ 2017年度について、5月に実施済み。

- ・2018年度以降については、本調査は対象事業所数を削減する方針であり、各事業所あたりの作業時間は変わらないことから、コスト計測を行う必要がないため実施しない。

(4) コスト計測の結果

- ・1事業所あたり、最低賃金に関する基礎調査票の記入及び発送に約120分かかることが分かったため、調査対象を減らすことにより行政手続コスト20%削減を行う。  
(賃金改定状況調査票は変更せず。)

<現状>

- (1)最低賃金に関する基礎調査票 120分(1件当たり) × 100,000  
=200,000時間(1,200万分)
  - (2)賃金改定状況調査票 82分(1件当たり) × 10,000 ≒ 13,667時間(82万分)
- 合計 213,667時間

↓

<削減後>

- (1)最低賃金に関する基礎調査票 120分(1件当たり) × 78,500  
=157,000時間(942万分)
  - (2)賃金改定状況調査票 82分(1件当たり) × 10,000  
≒13,667時間(82万分)(変更せず)
- 合計 170,667時間(1,024万分)(20%削減)